

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 5 号

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和元年茅ヶ崎市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「1 0 0 分の 2 1 5」を「1 0 0 分の 3 1 5」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。